

秩父別町平成 29・30 年度競争入札参加資格審査申請要領

この申請手続きは、平成 29・30 年度に秩父別町が発注する工事、設計等、業務・役務、物品の購入等に係る競争入札に参加を希望される企業等について、あらかじめ資格の有無を審査するものです

資格審査の結果、有資格者になりますと平成 29・30 年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

なお、申請書の内容の一部は、入札参加資格者名簿として公開する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、資格を有することで自動的に、又は直ちに発注がなされるものではありません。この旨ご留意ください。

1 受付期間

平成 29 年 2 月 1 日（水）から平成 29 年 2 月 28 日（火）まで。

受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00（平日のみ）

2 受付場所

秩父別町役場 建設課建設グループ（管理担当）

（住所）〒078-2192 秩父別町 4 1 0 1 番地

3 提出方法

1) 受付時間内に受付場所へ持参

2) 郵送又は法令で定める信書便事業者による信書便により提出（受付期間内必着）。

① 郵送で提出される場合は、書留郵便を利用してください。

法令で定める信書便事業者による信書便による提出の場合は、郵送に準じます。

② 発送する際、封筒に「競争入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。

4 資格要件

(1) 基本的資格要件

次の各号のいずれかに該当していないこと。

ア. 政令第 167 条の 4 の規定（第 167 条の 11 項第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）により競争入札への参加を排除されている者

イ. 納付すべき町税（使用料等を含む）を滞納している者

ウ. 国税（消費税及び地方消費税）及び都道府県民税を滞納している者

エ. 暴力団による不平等な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者）である者（※該当しない旨の誓約書（町様式）提出必須）

(2) 契約の種類による資格要件

① 工事の請負契約

工事の請負契約（塗装、道路標識設置、機械器具設置及び造園に係る契約を含む。以下同じ。）についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア. 平成 29 年 1 月 1 日現在において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による許可を受けてから、引き続き 2 年以上その事業を営んでいること。

イ. 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 1 月 1 日の直前 2 年度分（24 月に満たない場合は 3 年度分）の決算により、国土交通大臣又は都道府県知事が行うその経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けて、その結果総合評定値通知（総合評定値（P 点）が記載され

ているもの)を有していること。

- ウ.平成29年1月1日の直前2年度分(24月に満たない場合は3年度分)の決算において完成工事高を有していること。

② 設計、測量、地質調査に係る契約

設計(建築物・土木施設物)、測量、建築物の設計についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア.平成29年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ.平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に売上高を有していること。
- ウ.営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合においては、当該許可、免許、登録等を受けているものであること。

③ 役務及び業務等に係る契約

役務及び業務についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア.平成29年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ.平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に売上高を有していること。
- ウ.営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合においては、当該許可、免許、登録等を受けているものであること。
- エ.除(排)雪に係る契約を希望する場合については、除(排)雪に係る機械を有していること。

④ 物品の購入等に関する契約

物品の購入等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア.平成29年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ.平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に売上高を有していること。
- ウ.営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合においては、当該許可、免許、登録等を受けているものであること。

(3) 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該協同組合・協業組合が次の各号のいずれかに該当するときは、(2)の規定する資格要件のうち営業年数に関する資格要件は適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 協同組合のうち企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

5 契約の種類による申請区分

今回受付を行なう区分

工 事	設 計 等	業 務 ・ 役 務	物 品
-----	-------	-----------	-----

※「設計等」…土木設計、建築設計、測量、地質調査、設備設計及び道路・側溝清

掃など工事に関係する委託業務をいいます

※「業務・役務」…「設計等」以外の役務・業務

なお、自動車修理・賃貸借（リース）・印刷物の製造は物品区分になります。

6 提出書類

別紙「平成 29・30 年度入札参加資格申請提出書類一覧」のとおり。

なお、複数の区分に申請する場合、提出書類は申請する区分毎に必要です。

※入札参加資格申請書について。

区分	申請書様式	入手先
「工事」 「設計等」	市町村統一様式（有料）	社団法人北海道土木協会
「業務・役務」	市町村統一様式（有料）	社団法人北海道土木協会
「物品」	北海道物品様式と町独自様式 <u>（両方の様式が必要です）</u>	道物品様式…道のホームページ 町独自様式…町のホームページ

※上記申請書の記載方法については、「9 申請書の記載における補足事項」を確認してください。

※社団法人北海道土木協会の連絡先

住所 060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 緑苑ビル 3F

電話 011-271-3681

7 審査基準日

資格審査の基準日は、平成 29 年 1 月 1 日です。

8 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間です。

9 申請書の記載における補足事項

①「工事」・「設計等」区分

北海道土木協会発行の「平成 29・30 年度北海道内各市町村の入札参加資格審査申請の手引」（有料、購入方法は北海道土木協会に問合せ願います）を参照の上記載してください。

②「業務・役務」区分

下記の点以外の様式の記載方法は、北海道土木協会発行の「平成 29・30 年度北海道内各市町村の入札参加資格審査申請の手引」（有料、購入方法は北海道土木協会に問合せ願います）を参照の上記載してください。

○「様式 10」について

1) 04 申請種別（別紙「役務・業務 営業種目分類表」も参考にして下さい。）

記載欄	記載内容
希望種別	分類表の営業種目番号を記載
区分	分類表の取扱番号及び内容を記載 ※その他の場合は詳しい取扱内容を記載
登録番号・年月日	許可・登録の必要な種目を希望する場合記載

2) 08～11 について記載の必要はありません

※その他の部分については、土木協会発行の手引のとおりです。

③「物品」区分共通

1) 申請書

北海道様式使用の様式については、下記のとおり書き換えて申請してください。

宛先 「北海道知事」→「秩父別町長」

本文 「北海道」→「秩父別町」

なお、北海道様式使用部分の記載方法については、北海道の物品の「競争入札参加資格審査申請の手引」（北海道のホームページに掲載）を参照してください。

2) 契約実績一覧

様式の内容を満たしているものであれば、別様式でも可。なお、該当が無い場合も、提出が必要です。

10 変更届

入札参加資格者名簿登載後に申請内容の変更が生じた場合は、速やかに競争入札参加資格審査申請書変更届に必要な書類を添付のうえ提出してください（郵送又は信書便による提出でも可）。

なお、複数の区分に申請している場合、変更届及び添付書類は区分毎に必要です。

【様式及び添付書類】

区 分	申請書様式	添付書類
「工事」 「設計等」 「業務・役務」	社団法人北海道土木協会の市町村統一様式	① 社団法人北海道土木協会発行の「北海道内各市町村の入札参加資格審査申請の手引」に記載の書類 ② 受付票が必要な場合は「11 受付票について」に記載の受付票
「物品」	北海道の物品の様式 ※宛先及び様式中の「道」の表現は書き換えてください	① 北海道物品の「競争入札参加資格審査申請の手引」に記載の書類 ② 受付票が必要な場合は「11 受付票について」に記載の受付票

11 受付票について

受付票を希望される場合は申請者名が記載され、受付番号及び受付印押印欄の用意された任意様式を提出してください。

持参提出の場合は、原則としてその場で交付します。

郵送又は信書便による提出の場合は、返信用封筒（切手貼付、返送先記載）を同封してください（切手貼付がない場合は返送しません。また、郵送以外での交付は行ないません）。

※受付票は審査結果の通知書ではありませんので注意してください。

12 審査の結果について

審査の結果、有資格者につきましては、平成 29・30 年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。登録番号の確認を行いたい場合等については、平成 29 年 4 月以降に問合せください。

【問い合わせ先】

〒078-2192

雨竜郡秩父別町4101番地
秩父別町建設課建設グループ(管理担当)
電話 0164-33-2111 (代表)